第







第 🖁 章

他の被災地への支援

8-1 県外避難者支援

1 県外避難者の受け入れ

岩手県・宮城県・福島県などで被災し住宅を失った避難者や、福島第一原子力発電所の事故による避難者が、発災直後から全国各地に避難する状況となり、青森県でも県と各市町村が「東北地方太平洋沖地震の県外被災者支援のための応援要請に関する協定」を締結し、県外避難者支援に当たることとなった。また、平成23年4月より、避難者が避難元の市町村からのお知らせを受け取ることができるよう、総務省の全国避難者情報システムの運用が開始された。

八戸市へは、岩手県、宮城県、福島県のほか、千葉県、茨城県からも被災者が避難し、ピーク時の平成23年10月に156世帯372人が避難、また、平成24年12月までに延べ189世帯472人が避難した。

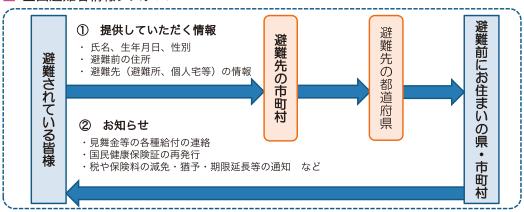
八戸市では、災害救助法に基づく被災県からの応援要請により、公営住宅の提供、生活必需品の給付、学用品の給付などを実施したほか、予防接種や保育所に関することなど避難者からの個別の相談に応じた。また、公営住宅及び青森県借上げ住宅(県が民間アパートを借上げ、岩手県・宮城県・福島県からの避難者へ無償で提供。平成24年2月29日まで受付)へ入居した避難者には日本赤十字社から生活家電6点セット(洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット)が寄贈された。

また、避難者が地元の情報を得られるよう、岩手県・宮城県・福島県の地元紙閲覧コーナーを市庁本館1階くらしの展示室に設置した。

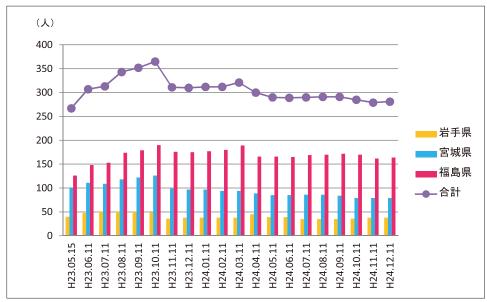
■ 各県より応援要請があった救助の適用期間と実施状況

| | 救助の種類 | | | | 適用期間 | | | | | |
|----|----------------------------|-----|-------------------|----------------|-----------|------------|----------------------|----------------|------------|------|
| | | | | — •••甘淮 | 一般基準 特別基準 | | | | | |
| | | | | | 岩手県 | 宮城県 | 福島県 | 茨城県 | 千葉県 | 実施状況 |
| 1 | 収容施設の供与 | 避難 | 所 | 災害発生の日から | H24.2.29 | H23.12.31 | H23.10.31 | H23.11.30 | H23.10.31 | 実施 |
| | | 仮設信 | 主宅 | 7日以内 | 1124,2,23 | 1125.12.51 | H24.12.28 | 1125.11.50 | 1125.10.51 | 天旭 |
| 2 | 炊出しその他による食品の | 食 | 밂 | 災害発生の日から | H24.2.29 | H23.12.31 | H23.10.31 | H23.11.30 | H23.10.31 | 実施 |
| | 給与及び飲料水の供給 | 飲料 | 水 | 7日以内 | H23.9.10 | 1123.12.31 | 1123.10.31 | 1123.11.30 | 1123.10.31 | 夫他 |
| 3 | 3 被服、寝具その他 生活必需品の給与及び貸与 | | 災害発生の日から 10日以内 | H23.9.10 | H23.12.31 | H23.10.31 | H23.11.30 | H23.10.31 | 実施 | |
| 4 | 4 医療及び助産 | | 災害発生の日から 14日以内 | H23.9.10 | H23.12.31 | H23.10.31 | H23.11.30 | H23.10.31 | _ | |
| 5 | 5 災害にかかった者の救出 | | 災害発生の日から 3日以内 | H23.9.10 | H23.12.31 | H23.10.31 | H23.11.30 | H23.10.31 | _ | |
| 6 | 6 学用品の供与 | | 災害発生の日から 15日以内 | H23.9.10 | H23.12.31 | H23.9.30 | H23.11.30 | H23.10.31 | 実施 | |
| 7 | 7 埋葬 | | 災害発生の日から 10日以内 | H24.3.31 | H23.12.31 | H23.11.30 | H23.11.30 | H23.10.31 | _ | |
| 8 | 死体の捜索及び処理 | 捜 | 索 | 災害発生の日から | H24.2.29 | H23.12.31 | 100 10 01 1100 11 00 | 1.30 H23.11.30 | H23.10.31 | |
| L° | プロ学の技术及び処理 | 処 | 理 | 10日以内 | H24.3.31 | П23.12.31 | H23.11.30 | п23.11.30 | п23.10.31 | _ |

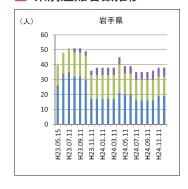
■ 全国避難者情報システム

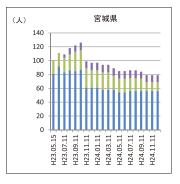


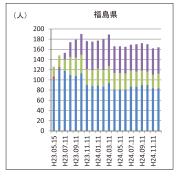
■ 県外からの避難者数推移

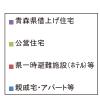


■ 県別避難者数推移









2 公営住宅の提供

東日本大震災により住宅が全壊、流失等の被害を受けた県外被災者及び福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域に居住していた被災者を対象に、市営住宅、県営住宅、国家公務員宿舎多賀台住宅、雇用促進住宅への一時入居を認め、居住場所を提供した。

平成23年3月14日から一時入居の受付を開始、世帯人数・家族構成・入居希望先等を考慮して入居先を決定し、平成23年4月に入居開始となった。

県外被災者の一時入居世帯数・人数は、ピーク時の平成23年8月には35世帯85人となり、平成24年12月ま

での延べ世帯数・人数は41世帯104人となっている。

一時入居した被災者への支援として、入居期間は最長で2年間とし、その間の家賃は無料としている。また、入居敷金・連帯保証人は免除とし、各住宅内にガステーブル・風呂設備・瞬間湯沸し器・石油ファンヒーターを設置した。

その後、平成24年4月に厚生労働省社会・援護局総務課長から応急仮設住宅の供与期間を1年間延長する旨の通知があったことを受け、県外被災者の一時入居期間を1年間延長することとした。

また、当市で建設する災害公営住宅へ県外被災者の入居を受け入れることとしている。

3 児童生徒の受入れ・学用品の給与

児童生徒の受入れ

被災した児童生徒の就学機会を確保する観点から、被災した児童生徒が県外から八戸市内の小中学校への 就学を希望する場合に、住所異動をしていない場合でも弾力的に取扱い、速やかに受入れを行った。

■ 児童生徒の受入状況

平成24年3月31日現在

| | | 児童生 | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 福島県 | 宮城県 | 岩手県 | 計 |
| 小学校 | 28人 | 7人 | 4人 | 39人 |
| 中学校 | 9人 | 6人 | 0人 | 15人 |
| 計 | 37人 | 13人 | 4人 | 54人 |

学用品の給与

災害救助法適用地域から八戸市に避難してきた方のうち、学用品を喪失・毀損し、就学に支障を来している小学校、中学校及び高等学校の児童生徒に対し、災害救助法に基づく学用品の給与を行った。

○対象品目

教科書(教材を含む)、文房具、通学用品、その他の学用品のうち、災害により喪失・毀損したもの

○費用

- · 教科書: 実費分
- · 教科書以外: 小学生4,100円、中学生4,400円、高校生4,800円

※金額は一人当たりの上限額

○給与方法

現物給与

■ 給与実績

平成24年3月31日現在

| | 学校数 | 児童生徒数 | 給与額 |
|------|-----|-------|---------|
| 小学校 | 11校 | 21人 | 80,708円 |
| 中学校 | 3校 | 3人 | 10,850円 |
| 高等学校 | 1校 | 1人 | 4,800円 |
| 計 | 15校 | 25人 | 96,358円 |

4 生活必需品の給与

本制度は、災害救助法に基づく制度であり、住宅が被災し、日常生活を営む上で必要な被服や寝具、またその他の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な世帯に対し、生活必需品を給与するものであり、り災程度及び世帯構成人数により給与限度額が決められている。

岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県からの要請に伴い、各県において被災し当市へ避難してきた方(福島県は原発事故発生のため全域からの避難者・千葉県からは避難者無し)に対しても市内の被災者と同様の支援を行った。

■ **給付世帯数** (単位:世帯)

| 岩手県 | 宮城県 | 福島県 | 茨城県 | 千葉県 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 15 | 36 | 65 | 1 | - |

■ **給与限度額** (単位:円)

| | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上1人 増すごとに加算 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------------|
| 全壊 | 28,600 | 37,000 | 51,600 | 60,400 | 75,900 | 10,400 |
| 大規模半壊 半壊 | 9,100 | 12,000 | 16,900 | 20,000 | 25,400 | 3,300 |

5 市外在住児童の児童館幼児保育の受入れ

市では、八戸市に住所を有しているおおむね3歳から小学校就学前までの児童を対象に、一部の小型児童 館で保育を実施しており、県外からの避難者に対しても市民と同様に児童の預かりの場を提供し、県外から 避難していた児童1名が、平成23年4月から平成24年3月までの期間利用した。

6 交流支援

県外避難者の交流支援として、平成24年2月に「県外避難者おしゃべり交流会」が総合福祉会館を会場に 開催され、八戸市内に避難している6世帯14名が参加した。

交流会は、ボランティア団体「チーム北リアス」の主催、青森県三八地域県民局と八戸市の共催で開催され、八戸せんべい汁研究所の協力のもと、八戸せんべい汁の調理やせんべい焼きを体験しながら和やかな雰囲気で始まり、避難者が日頃の悩みや地元の情報などについて語り合い、交流を深めた。

また、平成24年度は青森県の被災者交流総合支援事業として、ボランティア団体のチームkokoroの主催で開催された。1回目は11月25日に「おしゃべり&科学であそぼう会」が開催され5世帯11名が、2回目は12月22日に「おしゃべり&クリスマスケーキを作ろう会」が開催され8世帯17人が参加した。

7 ボランティアによる支援

被災者へのボランティア活動は、市内だけではなく県外でも行われた。

主なものとして、八戸工業高等専門学校や八戸工業大学などの学生により結成された「チーム北リアス」が野田村でがれき撤去や炊き出し、支援物資の仕分作業を行い、現在(平成24年11月)も、野田村を拠点に被災者との交流を中心とした幅広い復興支援を行っている。

また、八戸青年会議所が野田村や釜石市などで、流木や壊れた家の片付け、炊き出しや支援物資の配付を 行ったほか、八戸市の市民活動団体である「訪問ボランティアナースの会 キャンナス八戸」が気仙沼市と 石巻市で、被災者への訪問看護を実施した。

8-2 県外災害廃棄物の受入れ

1 廃棄物受入状況

東日本大震災により膨大な量の災害廃棄物が発生し、八戸市を含め被災自治体では災害廃棄物処理が思うように進展していない状況であった。

1日も早い復興のために、自治体間の協力による災害廃棄物の迅速な処理が必要不可欠であったことから、 八戸市では放射性セシウム濃度が100Bq/kg以下の災害廃棄物について受け入れる方針とし、市長記者会見 において発表した。

この方針を受け、岩手県、宮城県内で発生した災害廃棄物について、八戸セメント株式会社においてセメントの原料・燃料として受け入れることが検討され、受入れに先立ち、八戸市民を対象とした住民説明会を

開催した。

処理に当たっては、排出元自治体、八戸セメント株式会社、八戸市の3者間で「災害廃棄物処理に関する 基本協定」を締結し、試験処理により安全性を確認した上で、本格的な受入れを開始するとともに、定期的 に排ガス等のモニタリングを行っている。

平成24年3月に宮城県石巻市で発生した災害廃棄物の本格的な処理を開始し、以後、5月から岩手県久慈市及び洋野町、7月から岩手県野田村、9月から岩手県釜石市のそれぞれで発生した災害廃棄物を八戸セメント株式会社で受入れしている。平成25年1月末現在、10,251.56tの県外からの災害廃棄物が処理されている。

| 時期 | 動き |
|----------|--|
| 平成23年11月 | 市長記者会見「八戸市内における100Bq/kg以下の災害廃棄物再生処理を認める」と発表 |
| 平成24年2月 | 県外災害廃棄物の受入れに関する住民説明会開催 |
| 平成24年3月 | 災害廃棄物処理に関する基本協定締結 (岩手県・八戸セメント・市、宮城県・八戸セメント・市) |
| | 宮城県石巻市の災害廃棄物(廃飼料)の試験処理実施及び本処理開始 |
| | 岩手県野田村の災害廃棄物(木質系、可燃系混合物、不燃系混合物)の試験処理実施 |
| 平成24年4月 | 災害廃棄物処理に関する基本協定締結 (岩手県久慈市・八戸セメント・八戸市、岩手県洋野町・八戸セメント・八戸市) |
| 平成24年5月 | 岩手県久慈市・洋野町の災害廃棄物(木質系)の試験処理実施及び本処理開始 |
| 平成24年7月 | 岩手県野田村の災害廃棄物(木質系、可燃系混合物、不燃系混合物)の本処理開始 |
| 平成24年8月 | 災害廃棄物処理に関する基本協定締結(釜石市・八戸セメント・八戸市) |
| | 釜石市の災害廃棄物(不燃物)の試験処理実施 |
| 平成24年9月 | 釜石市の災害廃棄物(不燃物)の本処理開始 |
| 平成25年1月 | 宮城県石巻市の災害廃棄物(工業用原料、土砂、廃肥料)の試験処理実施 |
| 平成25年3月 | 宮城県石巻市の災害廃棄物(工業用原料、土砂、廃肥料)の本処理開始 |

2 放射線量率・放射性物質濃度測定

県外災害廃棄物の受入れに伴い、定期的に放射線量率及び廃棄物の放射性物質濃度のモニタリングを行っている。

それぞれのモニタリングについて、まず搬出元の自治体で、搬出前の災害廃棄物の放射性物質濃度の分析を行っている。結果は表1のとおりで、受入停止基準である100Bq/kgを超える値は確認されていない。

また、受入元の八戸セメント株式会社にて、敷地境界、バックグラウンドとなる塩入橋及び八戸セメントから風下1kmの地点での空間放射線量測定と、煙突から出る排ガスにおける放射性物質濃度測定を行っている。

排ガスの分析結果は表2のとおりであり、排ガス中からは放射性物質は検出されていない。空間放射線量率についても受入前と大きな変化はなく、青森県内の自然放射線の変動の範囲内となっている。八戸セメント株式会社による測定結果については八戸市のホームページに掲載している。

加えて八戸市でも、試験処理や本処理開始の際に立ち会い、搬入物の放射線量を確認するほか、八戸セメント周辺における空間放射線量率のモニタリングを行っている。こちらの測定結果でも、各地点で受入前後で測定結果が大きく変化した地点はなく、問題ないことを確認している。

■ 表1 八戸セメント㈱が処理する災害廃棄物の放射性セシウム濃度測定結果

単位:Bq/kg(ベクレル/キログラム)

| 市町村名 | 種類 | 試料採取日 | セシウム134 | セシウム137 | 計 |
|--------------|---------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| רווישוווי בר | 作生大只 | Н24.03.13 | 不検出 (20) | 不検出(16) | |
| | | H24.07.05 | 不検出 (23) | 不検出 (19) | 不検出 (42) |
| | - | H24.07.18 | 不検出 (16) | 不検出 (20) | 不検出 (36) |
| | 木質系 | | | | |
| | - | H24.08.20 | 不検出 (18) | 不検出 (18) | 不検出 (36) |
| | | H24.09.22 | 不検出 (7.5) | 不検出 (6.4) | 不検出 (13.9) |
| | | H24.10.18 | 不検出 (7.8) | 不検出 (7.5) | 不検出 (15.3) |
| | | H24.03.13 | 不検出 (20) | 不検出 (18) | 不検出 (38) |
| | | H24.07.05 | 不検出 (16) | 不検出 (17) | 不検出 (33) |
| | | H24.07.18 | 不検出 (20) | 不検出 (14) | 不検出 (34) |
| | | H24.08.20 | 不検出 (13) | 不検出 (15) | 不検出 (28) |
| | 可燃系混合 | H24.09.22 | 不検出 (6.6) | 不検出 (7.9) | 不検出 (14.5) |
| 岩手県 | | H24.10.18 | 不検出 (7.6) | 不検出 (6.2) | 不検出 (13.8) |
| 野田村 | | H24.11.20 | 不検出 (7.5) | 不検出 (8) | 不検出 (15.5) |
| 71 III.11 | | H24.12.17 | 不検出 (5.5) | 不検出 (6.4) | 不検出 (11.9) |
| | - | | | | |
| | | H25.01.22 | 不検出 (7.8) | 不検出 (5.5) | 不検出 (13.3) |
| | | H24.03.13 | 不検出 (12) | 不検出 (10) | 不検出 (22) |
| | | H24.07.05 | 不検出 (14) | 12 (9.8) | 12 (26) |
| | | H24.07.18 | 不検出 (16) | 不検出 (15) | 不検出 (31) |
| | | H24.08.20 | 不検出 (12) | 不検出 (12) | 不検出 (24) |
| | 不燃系混合物 | H24.09.22 | 不検出 (5.4) | 不検出 (6.6) | 不検出 (12) |
| | | H24.10.18 | 不検出 (6.9) | 10 (7.7) | 10 (16.9) |
| | | H24.11.20 | 不検出 (6.3) | 9.9 (8.3) | 9.9 (16.2) |
| | | H24.12.17 | 不検出 (7.8) | 10 (7.4) | 10.0 (17.8) |
| | | H25.01.22 | 不検出 (7.9) | 8.2 (7.4) | 8.2 (16.1) |
| | | | | | |
| | | H24.04.20 | 不検出 (20) | 不検出 (25) | 不検出 (45) |
| | | H24.06.04 | 不検出 (19) | 不検出 (20) | 不検出 (39) |
| | | H24.06.22 | 不検出 (20) | 不検出 (25) | 不検出 (45) |
| 岩手県 | | H24.07.20 | 不検出 (13) | 不検出 (20) | 不検出 (33) |
| 久慈市 | 木質系 | H24.08.20 | 不検出 (20) | 不検出 (16) | 不検出 (36) |
| 八池川 | | H24.09.20 | 不検出 (22) | 不検出 (22) | 不検出 (44) |
| | | H24.11.01 | 不検出 (15) | 不検出 (19) | 不検出 (34) |
| | | H24.12.01 | 不検出 (22) | 不検出 (22) | 不検出 (44) |
| | | H24.12.20 | 不検出 (16) | 不検出 (14) | 不検出 (30) |
| | | H24.04.24 | 不検出 (25) | 不検出 (24) | 不検出 (49) |
| | | H24.05.28 | 不検出 (22) | 不検出(17) | 不検出 (39) |
| | | H24.06.29 | 不検出 (20) | 不検出 (18) | 不検出 (38) |
| 山工旧 | - | | | | |
| 岩手県 | 木質系 | H24.09.13 | 不検出 (13) | 不検出 (15) | 不検出 (28) |
| 洋野町 | | H24.10.11 | 不検出 (17) | 不検出 (19) | 不検出 (36) |
| | | H24.11.09 | 不検出 (19) | 不検出 (21) | 不検出 (40) |
| | | H24.12.05 | 不検出 (20) | 不検出 (22) | 不検出 (42) |
| | | H25.01.08 | 不検出 (17) | 不検出 (22) | 不検出 (39) |
| | | H24.06.21 | 不検出 (11) | 不検出 (12) | 不検出 (23) |
| 山不坦 | | H24.09.30 | 不検出 (12) | 不検出 (9.9) | 不検出 (21.9) |
| 岩手県 | 不燃物 | H24.10.17 | 不検出 (9.8) | 不検出 (12) | 不検出 (21.8) |
| 釜石市 | 1 ///// | H24.11.21 | 14 (12) | 20 (8.7) | 34 |
| | | H24.12.17 | 14 (9.1) | 19 (12) | 33 |
| | | H23.11.09 | 不検出 (14) | 不検出(12) | |
| | | | | | |
| | | H24.04.11 | 不検出 (15) | 不検出 (14) | 不検出 (29) |
| | | H24.05.15 | 不検出 (20) | 不検出 (20) | 不検出 (40) |
| | 廃飼料 | H24.06.15 | 不検出 (12) | 不検出 (15) | 不検出 (27) |
| | 7763471 | H24.07.17 | 不検出 (12) | 不検出 (13) | 不検出 (25) |
| | | H24.08.09 | 不検出 (11) | 不検出 (11) | 不検出 (22) |
| 宮城県 | | H24.09.04 | 不検出 (10) | 不検出 (15) | 不検出 (25) |
| 石巻市 | | H24.10.02 | 不検出 (12) | 不検出 (14) | 不検出 (26) |
| | 工業用保温材 | H24.12.06 | 不検出 (12) | 不検出 (11) | 不検出 (23) |
| | 原料薬品 | H24.12.06 | 不検出 (10) | 不検出 (6.7) | 不検出 (16.7) |
| | 地点1 | H24.12.05 | 不検出 (10) | 7.7 (7.2) | 7.7 (17.7) |
| | | | | | |
| | 土砂 地点2 | H24.12.06 | 不検出 (7.8) | 不検出 (9.1) | 不検出 (16.9) |
| | 地点3 | H24.12.05 | 不検出 (6.7) | 9.6 (7.8) | 9.6 (16.3) |
| | 廃肥料 | H24.12.06 | 不検出 (11) | 不検出 (12) | 不検出 (23) |

^{※「}セシウム-134」「セシウム-137」の()内の値は検出下限値。「計」の()内の値は、核種別の検出下限値の合算値または検出値と 検出下限値の合算値。

■ 表2 排ガスの放射性セシウム濃度

| =+₩₩₽=□ | ろ糸 | 氏部 | ドレ | ン部 | 備考 | |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------------|--|
| 試料採取日 | セシウム134 | セシウム137 | セシウム134 | セシウム137 |] | |
| H24.03.09 (金) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.4) | 不検出 (0.4) | 宮城県試験処理(石巻市廃飼料) | |
| H24.03.23 (金) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.4) | 不検出 (0.3) | 岩手県試験処理(野田村3品目) | |
| H24.04.16 (月) | 不検出 (0.2) | 不検出 (0.2) | 不検出 (1.0) | 不検出 (1.0) | | |
| H24.05.10 (木) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.3) | 不検出 (0.5) | 久慈市・洋野町木質系試験処理 | |
| H24.06.15 (金) | 不検出 (0.2) | 不検出 (0.2) | 不検出 (1.0) | 不検出 (1.0) | | |
| H24.07.17 (火) | 不検出 (0.2) | 不検出 (0.2) | 不検出 (1.0) | 不検出 (1.0) | | |
| H24.08.10 (金) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.3) | 不検出 (0.5) | 釜石市不燃物試験処理 | |
| H24.10.16 (火) | 不検出 (0.2) | 不検出 (0.2) | 不検出 (1.0) | 不検出 (1.0) | | |
| H24.11.13 (火) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.5) | 不検出 (0.6) | | |
| H24.12.11 (火) | 不検出 (0.2) | 不検出 (0.2) | 不検出 (1.0) | 不検出 (1.0) | | |
| H25.01.29 (火) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.3) | 不検出 (0.4) | 石巻市災害廃棄物3品目試験処理実施 | |

※()内の数値は検出下限値

8-3 被災県への物資支援、人員派遣

1 物資支援状況

青森県の南東端に位置している当市は、青森県上十三地域の市町村や岩手県太平洋沿岸の市町村と広域連携を図っており、震災当時、八戸市長根公園が支援物資等の拠点となっていたこと、国道45号の交通ルートが確保可能であったことなどから、より大きな被害を受けた被災地に向け、物資を搬送する拠点の役割を担うこととした。

そこで、青森県市長会・青森県町村会を通じて県内の自治体へ、また全国市長会ホームページの掲示板を利用して全国の自治体へ緊急支援物資の提供を呼び掛けたところ、3月18日から4月6日までに、県内外の市町村から生活用品を中心とした物資が提供された。これらの物資は、八戸市に供給された物資の一部とともに、3月16日から4月15日までに、陸上自衛隊や民間のトラックにより岩手県・宮城県の被災地へ搬送された。



受入物資(長根体育館内)



(単位: Bq/m³)

トラックへの積込みの様子

■ 物資受入状況(県内14市町村、県外1市から受入)

| 受入日 | 提供自治体名 | 主な受入物資 |
|-------|----------|---------------------------------------|
| 3月18日 | 五戸町 | りんごジュース |
| | 平内町 | ごみ袋、衣料品等 |
| | 五所川原市 | 米、りんごジュース |
| 3月19日 | 中泊町 | 米 |
| | 鶴田町 | 米 |
| 3月21日 | 長野県松本市 | 紙おむつ、粉ミルク、ティッシュペーパー・トイレットパーパー、米等 |
| 3月22日 | 青森市 | 米、アルファ米、マスク、りんごジュース 等 |
| | 三沢市 | 水、スポーツドリンク |
| | 深浦町 | にんじんジュース |
| 3月23日 | 風間浦村 | タオル、衣料品、紙おむつ 等 |
| 3月24日 | 板柳町 | りんごジュース |
| | 三戸町 | 毛布、タオル、紙おむつ 等 |
| 3月28日 | 田子町 | 米、食料品、紙おむつ、衣料品 等 |
| | 五戸町 (追加) | りんごジュース |
| 3月29日 | 六戸町 | 米、ティッシュペーパー・トイレットペーパー、紙おむつ 等 |
| 3月30日 | 三戸町 (追加) | 毛布、タオル、紙おむつ、衣料品 等 |
| 4月 6日 | 弘前市 | 米、ティッシュペーパー・トイレットペーパー、衣料品、生活用品(紙食器) 等 |

■ 物資提供状況

支援物資については、八戸市から提供可能であった物資、及び青森県、日本青年会議所、JC北海道地区協議会から当市へ提供された物資の一部を、前記各自治体から受け入れした物資に加えて提供

| 搬送日 | 支援先自治体名 | 主な提供物資 |
|-------|-----------|---|
| 3月16日 | 釜石市 | 米、リンゴ、水、缶詰、レトルトごはん ほか ※陸上自衛隊トラック 23台 |
| 3月19日 | 久慈市 | 毛布、タオル、カップ麺、アルファ米、りんごジュース ほか ※野田村分と合わせて、民間トラック(10t車) 1台 |
| | 野田村 | レトルトごはん、カップ麺、紙おむつ、りんごジュース ほか |
| 3月24日 | 宮古市 | 米、水、りんごジュース、紙おむつ、粉ミルク、ティッシュペーパー・トイレットペーパーほか ※陸上自衛隊トラック 3台 |
| | 大船渡市 | 米、水、アルファ米、ごみ袋、りんごジュース、紙おむつ、粉ミルク、ティッシュペーパー・トイレットペーパー、衣料品 ほか ※陸上自衛隊トラック 4台 |
| | 気仙沼市 | 米、水、ごみ袋、スポーツドリンク、紙おむつ、粉ミルク、ティッシュペーパー・トイレットペーパー、衣料品、マスク ほか ※陸上自衛隊トラック 6台 |
| 3月25日 | 宮古市 | りんごジュース、にんじんジュース、紙おむつ、衣料品、タオル、毛布、ごみ袋 ほか ※陸上自衛隊トラック 1台 |
| 3月31日 | 釜石市 | 米、レトルト食品、紙おむつ、ティッシュペーパー・トイレットペーパー、 バスタオル、衣料品、ごみ袋 ほか ※民間トラック(10t車) 2台 |
| 4月15日 | 盛岡市 (拠点市) | 水、ティッシュペーパー・トイレットペーパー、衣料品(下着) ※民間トラック(10t車) 1台 |
| | 大船渡市 | 米、カップ麺、レトルト食品 ※民間トラック(10t車) 1台 |
| | 気仙沼市 | 米、カップ麺、粉ミルク ※民間トラック(10t車) 1台 |

2 人員派遣状況

被災地支援として、平成24年度から技術職(土木技師)の職員を岩手県宮古市へ派遣しており、4月1日から9月30日までに1名、10月1日からは派遣職員を交代し1名を派遣している。

派遣職員は、宮古市産業振興部水産課において漁港施設災害復旧事業に係る実施設計書作成及び工事監理業務に従事している。

なお、平成25年度においても平成24年度と同様に、岩手県宮古市への派遣を継続する予定としている。

3 消防団車両寄附

岩手県沿岸市町村では、東日本大震災の地震及び津波により、消防ポンプ車17台、小型動力ポンプ付積載車15台、広報指揮車2台、計34台もの消防団車両が被災した。同地域の消防力低下が懸念されたことから、岩手県消防協会では青森県・秋田県の消防協会を通じ、両県各市町村に対して消防車両の提供を依頼した。これを受け、八戸市では、廃車予定であった八戸市消防団車両3台を寄附することとした。

平成23年4月28日に提供車両の配置先である山田町の山田消防署において引渡式を行い、その後、山田町消防団の消防団車両として同消防団の活動に使用されている。

【寄附車両】

- ①消防ポンプ車(第4分団2班(新堀)で使用していた車両)
- ②小型動力ポンプ付積載車(第9分団3班(新組)で使用していた車両)
- ③小型動力ポンプ付積載車(是川分団5班(志民)で使用していた車両)



引渡式の様子

8-4 医療支援

1 災害派遣医療チーム(DMAT)

DMAT(ディーマット)とは、阪神・淡路大震災で浮き彫りとなった、災害現場の初期医療体制の遅れを 教訓として発足した災害派遣医療チーム(DisasterMedicalAssistanceTeamの頭文字をとってDMAT)であ

り、医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期(おおむね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームである。

八戸市立市民病院には、現在DMATが3チームあり、これまでも 新潟県中越沖地震や岩手・宮城内陸地震発生時にも迅速に活動し てきた。

東日本大震災の際、市民病院では震災発生直後からおよそ10日間で、6回(ドクターカー4回・ドクターへリ2回)・延べ22名のスタッフをDMATとして岩手県の沿岸部や福島県に派遣した。被災



DMAT派遣時

地でのDMATの活動内容は、診療支援のほか、患者搬送、放射線サーベイ検査など多岐に渡った。

震災直後は被災地へ向かう道路が寸断され、電話もつながりにくい状況となっていたため、ドクターカーでの出動は困難を極めた。災害専用電話などで病院や各機関と連絡を取りながら通行可能な道を探して現地へ向かい、到着後は、十分な休憩も取れない中、他のチームと連携しながら診療などに奮闘し、約2日間の活動を行った。

また、市民病院では、検案(検死)医師の派遣や被災地の避難所での回診など、様々な形で被災地への医療 支援活動を実施した。

8-5 水道事業支援

1 応急給水

太平洋沿岸地域は、地震と津波によって多くの命と財産が失われ、ライフラインである水道施設も甚大な被害を受けた。これらの地域では大規模な断水被害が発生しており、それぞれ要請に基づいて給水車を派遣し、応急給水活動を実施した。支援体制は、八戸圏域水道企業団職員のほか、災害時の応援協定を締結している(協)八戸管工事協会、北奥羽広域水道総合サービス㈱との3者共同体制である。

岩手県久慈市(久慈市水道事業所)

「北奥羽地区水道事業協議会」、「3圏域交流地域」を構成している久慈市では、水源の濁りと大規模停電のため、震災当日から市内全戸で断水となった。情報収集のため先遣隊が調査に入ったところ、電力が復旧して予備水源(深井戸)を稼動させたことで、一部の地域は給水可能となっていた。

応急給水は、八戸市内の停電が解消した3月13日から実施し、宿泊先の確保が困難だったため、給水車は 八戸・久慈間を早朝深夜に往復した。

宮城県石巻市(石巻地方広域水道企業団)

「全国水道企業団協議会東北地区協議会」でつながりの深い石巻地方広域水道企業団からの災害応援要請に応え、3月16日に先遣隊を含む9名が第1陣として出発した。

石巻市の被害状況は想像をはるかに超えたもので、給水活動中においても強い余震が発生し、余震による 津波、福島第一原子力発電所の原子力災害など不測の事態に備える必要があった。そのため、現地対策本部 で情報収集するとともに、緊急時に指示を出す連絡担当者を常時1人待機させることで安全を確保し、応急 給水活動を継続した。

石巻市では水そのものが不足しており、ポンプ付給水車は、緊急病院、特別養護老人施設など、早朝から夜まで受水槽への給水に追われた。また、給水所では、給水量の制限(20L以内)を設け給水を行っていたが、次々と訪れる多くの利用者に対応するため、給水車を1か所に固定して、給水基地との間をピストン輸送する方法とした。

岩手県大槌町(大槌町水道事業所)

給水支援要請については、日本水道協会青森県支部を通じて打診があり、4月6日に大槌町への派遣が正式に決定した。これを受け、先遣隊1台、ポンプ付給水車2台が即日出発し、5月17日までの42日間にわたり応急給水を実施した。

大槌町は、街の中心にある役場庁舎が津波被害で機能を失い、多 くの職員やその家族が行方不明という状況ではあったが、水源のあ る水道事業所の被害はほとんどなく、神戸市の応援によって水道施 設の仮復旧が始まっていた。

応急給水活動は、あらかじめ決められたコースを広報しながら行う巡回給水と、大量に水を必要とする老人福祉施設、学校、避難所等への運搬給水を行うもので、ポンプ付給水車2台をフル活用した。

原稿提供:八戸圏域水道企業団

大槌町給水状況

■ 給水支援実績表

| | 期間 | 日数 | 延べ人数 | 給水車延べ台数 |
|-------------|-------------|------|------|---------|
| 久慈市水道事業所 | 3月13日~3月19日 | 7日間 | 57人 | 44台 |
| 石巻地方広域水道企業団 | 3月16日~3月31日 | 16日間 | 130人 | 32台 |
| 大槌町水道事業所 | 4月6日~5月17日 | 42日間 | 180人 | 65台 |
| 合計 | | 65日間 | 367人 | 141台 |

2 人員派遣

支援内容

大船渡市への復興支援

大船渡市から八戸市への水道復旧支援要請及び「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」(厚生労働省設置)の協力要請に応じ、土木担当職員1名、電気計装担当職員1名の計2名を派遣した。



財務省、厚労省の災害査定

平成23年8月の災害現場確認から始まり、24年2月の補助申請書確認までの支援を行った。支援内容は下表のとおり。

| のとおり。 | |
|-----------------------------|--|
| 年 月 | 支 援 内 容 |
| 平成23年8月 | ・災害現場確認 ・仮復旧、本復旧に係る資料等の確認 ・大船渡市、コンサルタントとの今後の災害査定に係る資料作成、工程、本復旧の進め方等の協議 ・道路管理者との協議 ・仮復旧の補助対象、対象外の整理及び数量、図面等作成 |
| 平成23年9月 〈 平成23年10月 | ・災害査定用資料、設計書等作成・大船渡市、コンサルタントとの本復旧、復興等に係る協議・災害査定設計書に係る数量、図面、見積り等の確認・岩手県庁との協議 |
| 平成23年11月 | ・第5次災害査定準備、災害査定立会い |
| 平成23年12月 | ・第5次災害査定朱入れ立会い ・補助申請書確認 ・大船渡市、コンサルタントとの第7次災害査定に係る資料作成、工程等の協議 |
| 平成24年1月 | ・第7次災害査定用資料、設計書等作成 ・第7次災害査定設計書に係る数量、図面、見積り等の確認 ・岩手県庁との協議 |
| 平成24年2月 | ・第7次災害査定準備、災害査定、朱入れ立会い ・補助申請書確認 |
| 平成24年度以降 (支援については 未定) | ・道路嵩上げに伴う付帯施設嵩上げ及び給配水管布設、高台移転に伴う送配水施設整備等の 復興計画 ※都市計画、道路整備計画、高台移転等復興計画がはっきりと固まっていないため、水道施 設の計画が立てられない状況 |

派遣期間

平成23年8月1日から24年2月8日まで

延べ日数 土木担当職員60日、電気計装担当職員32日、合計92日 (公務出張:現地にアパートを借り上げ、大船渡市の求めに応じて、一 週間程度の日程で区切りながら現地入りして業務に従事した)



大船渡職員と査定前の打合せ

8-6 災害派遣等従事車両証明書発行

1 災害派遣等従事車両証明書発行

地震や津波の被害が甚大であった岩手県、宮城県、福島県、茨城県の避難者の避難所又は被災した市町村の災害対策本部への救援物資を輸送するための車両や、被災地の復旧・復興に当たる物資・人員の輸送のための車両を対象に有料道路の通行料金が免除となる「災害派遣等従事車両証明書」を発行した。

八戸市では、各県からの通知に基づき平成23年3月31日から証明書の発行を開始し、発行件数は、被災地で復旧や復興に当たる企業やボランティアなど延べ139団体、159件となった。(平成24年12月末)

発災から約1か月は、炊き出しや応急給水支援に従事する車両が多くを占め、その後は仮設住宅建設のための資材運搬、道路や鉄道の復旧作業に従事する車両が多くを占めた。

■ 従事内容別発行件数

| | 給水・炊き出し | 仮設住宅·道路復旧 | 食料·物資運搬 | その他 | 計 |
|-------|---------|-----------|---------|-----|-----|
| 岩 手 県 | 9 | 34 | 8 | 7 | 58 |
| 宮城県 | 0 | 40 | 12 | 5 | 57 |
| 福島県 | 0 | 3 | 7 | 1 | 11 |
| 茨 城 県 | 0 | 0 | 33 | 0 | 33 |
| 計 | 9 | 77 | 60 | 13 | 159 |